

第3回の意見交換で出た主な意見

- グリーンインフラの基準として、多面的な機能を発揮していること、地目横断的な土地利用がなされていること、収益を落とせる効果が期待でき、収益が事業にフィードバックされ持続可能なものとなっていること等が挙げられる。他にも発揮されている機能の数を基準とすべきという意見もあり、多面的な機能が1つか2つ発揮されているだけでなく、グリーンインフラ研究会が示している22機能のうち10機能は発揮されていないとグリーンインフラとは言えないと主張する学識者もいる。
- グリーンインフラを実施する主体が誰なのか不明確である。地域ベースでは行政が計画作りをするが、個別のサイトベースになると行政は許認可をするが、資金は出さない。円山川の事例では、地域ベースでみると河川は国交省だが、農地は個別の農家、コウノトリの事業では市が中心となって市民が活動している。しかしグリーンインフラ全体の運営者は不明である。事例でも個別の開発の話と全体の開発の話が、これまで整理されずに来ている。誰に何ををお願いするかが重要である。環境アセスメントでは事業者が主体であるため、各サイトで何を導入するかという話になる。SEA導入の議論では、地目横断的な土地利用を含めた幅広い議論が可能である。今後説明するときそのような視点を入れた方がよい。
- 都市部と農村部等の場所によって状況は全く異なる。防災の視点も全く異なり、防災効果が表れる場所も異なる。こういった事を分けて考え、見えやすくする努力が必要である。
- 現行の環境アセスメントの制度の中で導入するのであれば、事業者を意識する必要がある。また、配慮書で配慮すべき地域計画の中にグリーンインフラが含まれていないと配慮できない。パーツに分けた見せ方の整理が必要である。
- 現行の環境アセスメントの制度の中で生態系サービスを評価しようという流れがあるが、これは困難であるという議論がある。これは配慮書ではなく準備書の中で対応する内容であり、生態系を評価することは項目に入っているが、生態系サービスを評価することにはなっていない。これは、手法もなかったことなどの経緯が関係するが、生態系サービスを評価してはいけないとはなっていない。生態系サービスも評価することになると、調査や評価の方法が途上であり、簡単にはいかない。環境基準で評価するものとは異なるので、相対評価でも構わない。地域計画に答えているかどうかという判断もある。そうすると地域計画の作り方は非常に重要となる。
- 環境アセスメントは、対象事業について評価を実施していくが、グリーンインフラの対象事業はどのように考えるのか。グリーンインフラ自体が環境アセスメントの対象事業になるのか？ グリーンインフラをマッチする事業とそうではない事業があると考えられる。

- すべてのアセスの対象事業がグリーンインフラを導入可能と考えられる。河川事業のようにグリーンインフラそのものが環境アセスメントの対象事業になる場合もある。すべてを含めて考えていくべきである。
- 都心部の条例アセスの対象事業と、郊外の風力発電の環境アセスメントとでは、評価軸が全く異なる。何がグリーンインフラかも分けて考えなくてはならない。グリーンインフラの4区分についても議論はあまりされていない。都市と農村部では評価軸が異なる。環境アセスメントの場合、あらゆる場所に対象事業があり、すべての事例からグリーンインフラを拾い出すことが必要と考えられる。
- 環境アセスメントの中で出てくる緑化では、植栽する面積と樹種程度の内容しかないが、見せ方や配置等も検討する必要がある。また、作るだけではなく、グリーンインフラの視点から残した方がいい箇所がある。
- 例えば、湿地を生物多様性の観点から残す場合、それがグリーンインフラではどのような意味を持つのか議論されていない。
- 石炭火力発電所で、炭塵飛散防止のために高さ約10mの土手で囲い、土手を緑化した。土手の効果は、炭塵飛散防止の他、修景、防音などの効果が見込まれ、環境アセスメントで評価した事例がある。その土手は、東日本大震災の時には、津波からの非難場所となった。このように埋もれている事例を、これを機会に拾い出してもよい。
- 環境アセスメントが実施された事業のアセス書を読み解き、調査、予測、評価のどこでグリーンインフラの観点が扱われたか確認してもよい。また、グリーンインフラを入れる場合に、調査、予測、評価で何をやる必要があったかが見えてくる。
- 何を評価しなくてはならないかは非常に重要で検討する必要がある。特にSEAなら、環境の他に経済、社会などを評価する必要がある。経済はある程度評価可能かもしれないが、社会的評価はパラメータの数も多く困難である。地元住民にとっては経済的な影響は実感しにくい、社会的影響は実感しやすく重要なものとなりうる。何をどのように評価するかを検討する必要がある。
- グリーンインフラ ver. 2 を今の法アセスの中では取扱いが難しい。生態系の多面性という視点では配慮できるが、ver. 2 まで評価することは困難である。評価の方法を研究していくことでSEAにつながる可能性がある。
- 現行の環境アセスメントでは事業者は明確だが、グリーンインフラ ver. 2 で持続可能な事業運営を評価しようとする場合、幅広い事業者が関係し、現行アセスの対象とならない。
- 現行アセスの中でできることも多くあり、SEA とは分けて考えるべきである。
- グリーンインフラの主体は誰か？ 個別の事業ではわかりやすいが、地域になると主体が見えにくくなる。計画は行政だが、実施主体はいろいろいる。全体の事業運営する人は誰になるのか。
- 円山川は幅広く、国交省や、市、農家などが関係しており、全体を主体的に動かすの

が誰か不明である。横断性が ver. 2 の重要な要素となる。自然再生では協議会を作ることになっているが、グリーンインフラではグリーンインフラ運営協議会を組織することになるのかもしれない。

- スケールによって関わる人は全く異なる。スケールが大きくなればなるほど、グリーンインフラを使って横串を指す機会を作る必要がある。事業の特性によってイニシアチブをとる組織も異なる。環境アセスメントの中で作られる枠組みを活用することも考えられる。
- 自然再生の特徴は、面積よりも再生目標となる時代が明確であることである。しかし地域全体への波及効果までは視野に入っていないケースが多い。地目横断的な土地利用を視野に入れた自然再生もあるが、自然再生協議会のような協議会の場で、地域を見ていく必要性を感じる。
- 今までやってきた取組を後押しするためにも、分岐点になればよい。
- 海のグリーンインフラの事例では、干潟や藻場を造成することで波浪減衰効果をもたらすものがある。マングローブ林や海岸林のグリーンインフラ機能評価が取り組まれている。工学的なシミュレーションなどが実施されている。国交省の港湾や水産庁のブルーカーボン研究会があり、グリーンインフラに興味を持っており、藻場や干潟の多面的機能や経済性を含めた仕組み作りに関心を持っている。
- 海外の事例では、干潟の水質浄化や経済的な評価を面積をかけて実施している。日本ではまとまった面積がなく、評価しにくい。
- CO₂ の算定範囲に藻場が入り、評価する必要が生じてきたため、ガイドラインを作成し評価しようという流れになっている。温暖化適応策の一つとしてグリーンインフラも位置づけが可能である。
- グリーンインフラを誰に理解してもらおうかという事も重要である。一つは行政であり、環境だけでなく、防災や都市計画などを含めた総合的な意味での行政の担当に理解してもらい必要がある。事業者に対応する担当、環境アセスメントの実務を担当、インフラ設計担当などに情報が伝わり、各担当が何をすればよいのかが理解できるとよい。環境アセスメントでは、各担当の立ち位置が明確なので取り組みやすい。環境アセスメント学会での議論をまとめ、それを流せる仕組みが出来るのではないか。いろんな分野の横のつながりが強化できれば、グリーンインフラという言葉が使われなかったとしても、生態系機能を活用した取組が広がるのではないか。
- 現行の環境アセスメントの中で実施可能な事を提示する必要がある。少なくともグリーンインフラを取り入れるともっと良くなるという場を提示できるとよい。それを示すことが出来れば、環境アセスメントは現実動いている制度であり、現実の中でグリーンインフラは実装されると考えられる。
- 特に民間事業者では、後押しする融資や認証制度があれば、取り組みやすい。
- 認証制度の中で組み込まれそうなのは ABINC などがある。ABINC の中では、評価

項目に入れようという話がある。生物多様性に関する認証制度よりも LEED の方が適切と考えられる。LEED は対象がビルなので、多様な事業がある中で一部は LEED で対応できる。LEED 等の認証制度と有機的につながる事が出来れば、社会実装が進むと考えられる。

- 環境アセスメントは扇の要のようなもので、環境アセスメントの各項目において法律体系や、技術指針、環境基準がある。環境アセスメントでは事業による環境への影響を、これらを用いて評価する仕組みとなっている。グリーンインフラについても、既存の手法は多数あり、それを全体的にまとめることでグリーンインフラという概念が出来上がっており、環境アセスメントとの類似性を感じる。
- 事業アセスの中でグリーンインフラの評価について、事業敷地の中で評価可能なグリーンインフラ要素は緑の量や、配置、質、水の処理、廃棄物の循環など多数ある。グリーンインフラの効果は多面的であり、その多面性を評価する必要があると考えられるが、評価の手法が明確ではなく、多機能性の評価は現段階では実施していない。地域計画等の中でグリーンインフラの導入が位置づけられ、それに沿って環境保全措置が実施されれば、測定まで実施していなくても効果があることが評価できるはずである。
- 自治体の生物多様性の目標や地域戦略、緑の基本計画などを取り込んでいる環境アセスメントの事例は非常に少ないが、県の炭素固定量目標への寄与を記述するなど、これらを上手に利用している事例もある。グリーンインフラも地域の計画に取り入れられている例は少ないため、そこも課題である。
- グリーンインフラを取り入れる制度について、緑の基本計画や生物多様性地域戦略に位置付けられている例がある。グリーンインフラが単独で基本計画になることは、グリーンインフラ基本法が出来ない限り、グリーンインフラ基本計画はできないが、都市マスタープラン等の中で、インフラ整備にグリーンインフラを取り入れることは可能と考えられる。
- 国土強靱化計画の実行性は不明であり、土地利用に関する計画は日本では強くなく、インフラ整備を誘導できるのか不明である。個別の規制法の運用の中で、計画に位置づけたものを実際の許認可に反映させることに課題がある。環境アセスメントには横断条項があり、アセス書で実施を明記したことは、実際に実施するという前提で認可するという構造ができています。アセス書の中に記述するという事は非常に重要である。環境アセスメントで実行を担保することも考えられる。
- 問題は評価軸であり、グリーンインフラを何で評価するかが曖昧である。地域計画の中で取組み内容が明記されれば、環境アセスメントの中で地域計画に沿ったものであると評価でき、認可される。今の事業アセスの中ではこのような整理ができると考えられる。
- 規模の小さい事業での推進について、環境アセスメントから漏れてしまう事業がある

ことはある程度は仕方ないが、環境アセスメント対象事業はある程度規模の大きい事業であり、事業規模に得られる効果も大きい。また、法アセスや条例アセスだけでなく、様々な事業に対しても環境アセスメントを実施していくという流れがあり、自主アセスも増えてきている。

- 環境アセスメントの実施が地域のためになるというポジティブ面が主張できれば、小規模事業でも環境アセスメントを実施していくきっかけとなればよい。このようになれば、事業者にとってもメリットになると考えられる。環境アセスメントを実施する側のメリットを与えることも重要である。現状では環境アセスメントはネガティブなものと思われているが、ポジティブなものも評価して、いい方向に動いていることが見せられるとよい。
- 無理にグリーンインフラを環境アセスメントの中に入れなくても、別枠にしてアピールできるとよい。このような条件で、しっかり検討した、ということが。認証的な意味を持つかもしれない。合体ではない。考え方を反映させるということ。環境アセスメントは制度として動いており、許認可までの仕組みができています。その中でグリーンインフラが評価されるようにするとよい。環境アセスメントが使われる機会が増えると結果的に環境もよくなる。
- 今後の予定
 - 12/19：2回目サロン会開催。北大の中村先生を交えて開催。
 - 1~2月：3回目サロン会開催。課題点を明らかにする目的で、上杉さんを中心に話して頂く。
 - 4月：4回目サロン会開催。環境省熊倉課長。3月を目途に第5次環境基本計画が出来上がる。第5次環境基本計画の中での環境アセスメントの位置づけと、グリーンインフラの取り扱いについて話して頂く予定。
 - 5/12：中央大においてグリーンインフラをテーマとする公開セミナーを開催。中村先生と、環境省と環境アセスメント協会からもどなたかに参加して頂く。